

● 介護保険料の納め方

年金の受給額によって、2通りの納め方があります。

● 老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金が年額18万円以上の方

▶ 特別徴収…年金から天引きされます ※老齢福祉年金などは、特別徴収の対象となりません。

年金の定期支払いの際に、年金の受給額から保険料があらかじめ天引きされます。保険料の年額が、年金の支払い月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)に年6回に分けて天引きされます。

10月、12月、2月は、確定した年間保険料額から、すでに納付している分を差し引いた残りの額を3回に分けて納付します。

前年度	本年度					
	2月	4月	6月	8月	10月	12月
本徴収	仮徴収			本徴収		

4月、6月、8月は、原則、前年度2月と同額を納めます。

年間保険料から仮徴収分を差し引いた額を納めます。

● 年金が年額18万円以上でも、一時的に納付書で納める場合があります

- 新たに65歳(第1号被保険者)になった場合
- 年金が一時差し止めになった場合
- 年度途中で年金の受給が始まった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 他の市区町村から転入した場合

● 65歳になられたばかりの方や転入された方

● 老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金が年額18万円未満の方

▶ 普通徴収…納付書で納めます

保険料の年額を、6月から翌年3月までの10期(回)に分けて納めます。市から納付書が送付されますので、取扱金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォン納付で納めてください。

■ 安心・便利な口座振替を利用しましょう!

保険料の納付は口座振替がおすすめです。納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。

- 手続き**
- ① 介護保険料の納付書、通帳、印鑑(通帳届出印)、口座振替依頼書を用意します。
 - ② 指定の金融機関でお申し込みください。
- ※口座振替の開始は、通常、申込日の翌月からになります。
※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないケースがあります。



● 40歳から64歳までの方(第2号被保険者)の介護保険料

40歳から64歳までの方の保険料の額は、加入している医療保険の算定方法により決められ、医療保険と一緒に納めます。なお、被扶養者が40歳から64歳までの場合、引き続き医療保険料とともに介護保険料が天引きとなる場合があります。詳細については、ご加入の健康保険組合にご確認ください。

● 年度途中で65歳になった方(第1号被保険者)の介護保険料

40歳から64歳までの介護保険料は、医療保険の保険料に含まれる形で納めていましたが、65歳になった月(65歳の誕生日の前日がある月)からは、医療保険の保険料とは別に納めることとなります。送られてくる納付書で単独に納めてください。

例	9月1日生まれ	▶ 8月分から
	9月2日生まれ	▶ 9月分から

65歳になった月以降も医療保険の保険料に介護保険分が含まれている場合がありますが、これは4月から65歳になる月の前月までの分を年度末までの納期に分けているため、保険料を二重に納めているわけではありません。詳細は、ご加入の健康保険組合にご確認ください。

● 保険料の減額等

- 1 次の要件のすべてに該当する場合には、申請により減額を受けることができます。6月までに申請された方は、年間を通しての適用となります。7月以降に申請された方は、申請月からの適用となります。

- ① 介護保険料所得段階が第1～3段階(生活保護受給者を除く)
- ② 世帯の年収が150万円以下
(2人以上の世帯の場合は世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下)
- ③ 他の世帯に属する者から扶養を受けていない
- ④ 世帯の預貯金等の総額が350万円以下
- ⑤ 自己の居住用以外に活用できる不動産がない

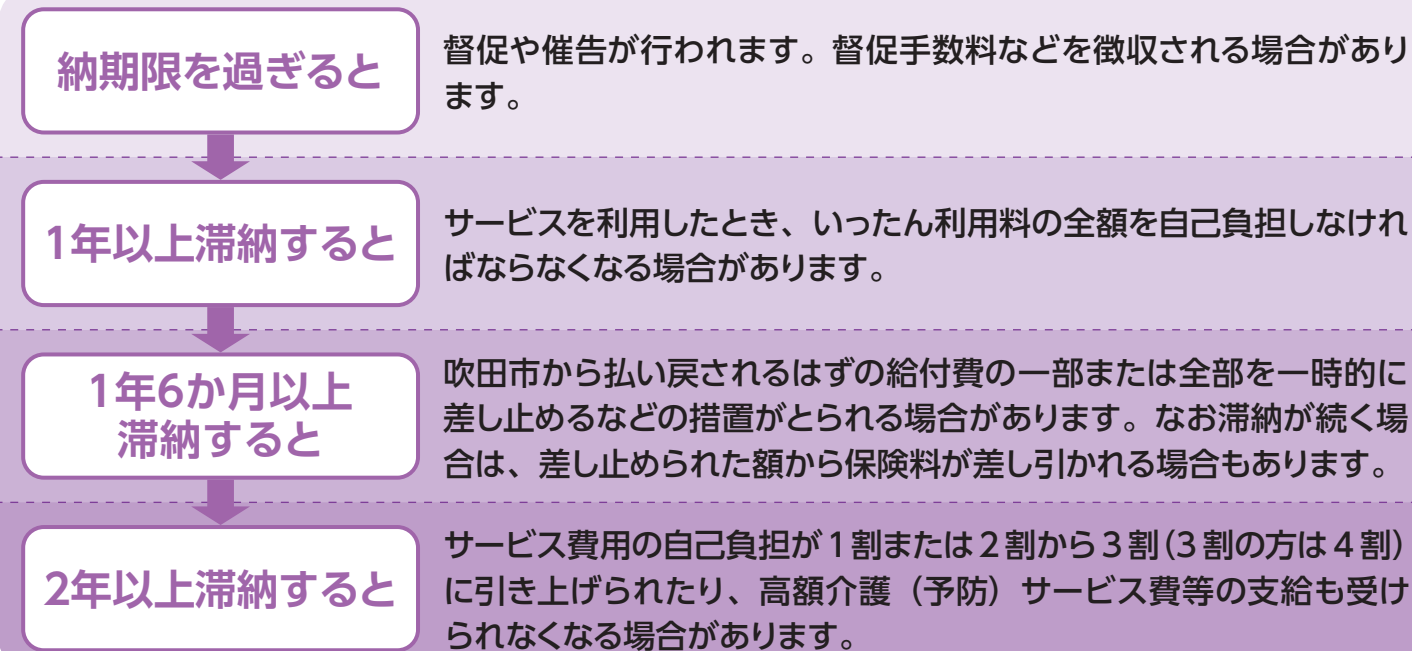
申請の際には次のような書類をご用意ください。

- 「年金振込通知書」や「給与明細書」など世帯のすべての収入を証明できるもの
- 「預貯金通帳」など世帯のすべての資産を証明できるもの

- 2 上記のほか、ご自身や世帯の生計中心者が、災害により大きな損害を受けたときや、失業や長期入院などで収入が大きく減少し、保険料の納付が困難となったときは、保険料の徴収猶予、分納、減免ができる場合がありますので☎06-6384-1343までご相談ください。

● 保険料を納めないでいると

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、利用者負担が3割または4割になったりする措置がとられます。保険料は必ずお納めください。



納めて安心 65歳以上のみなさんへ

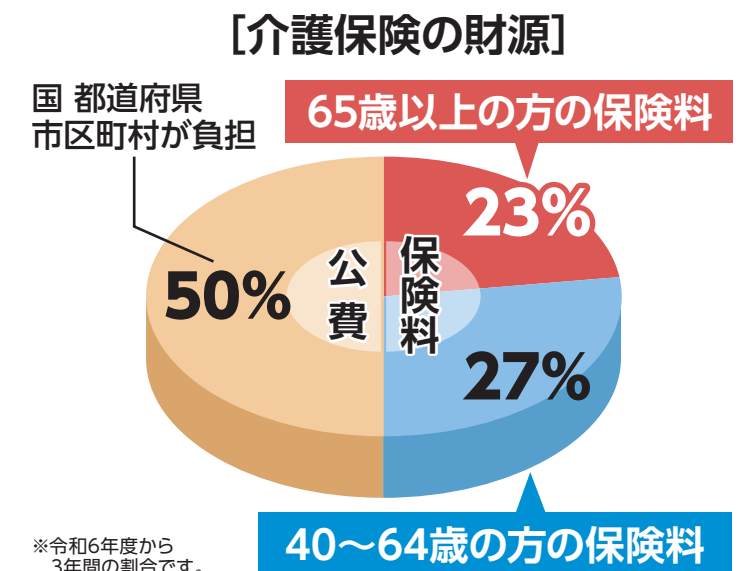
介護保険料



● 介護保険は支え合いの制度です

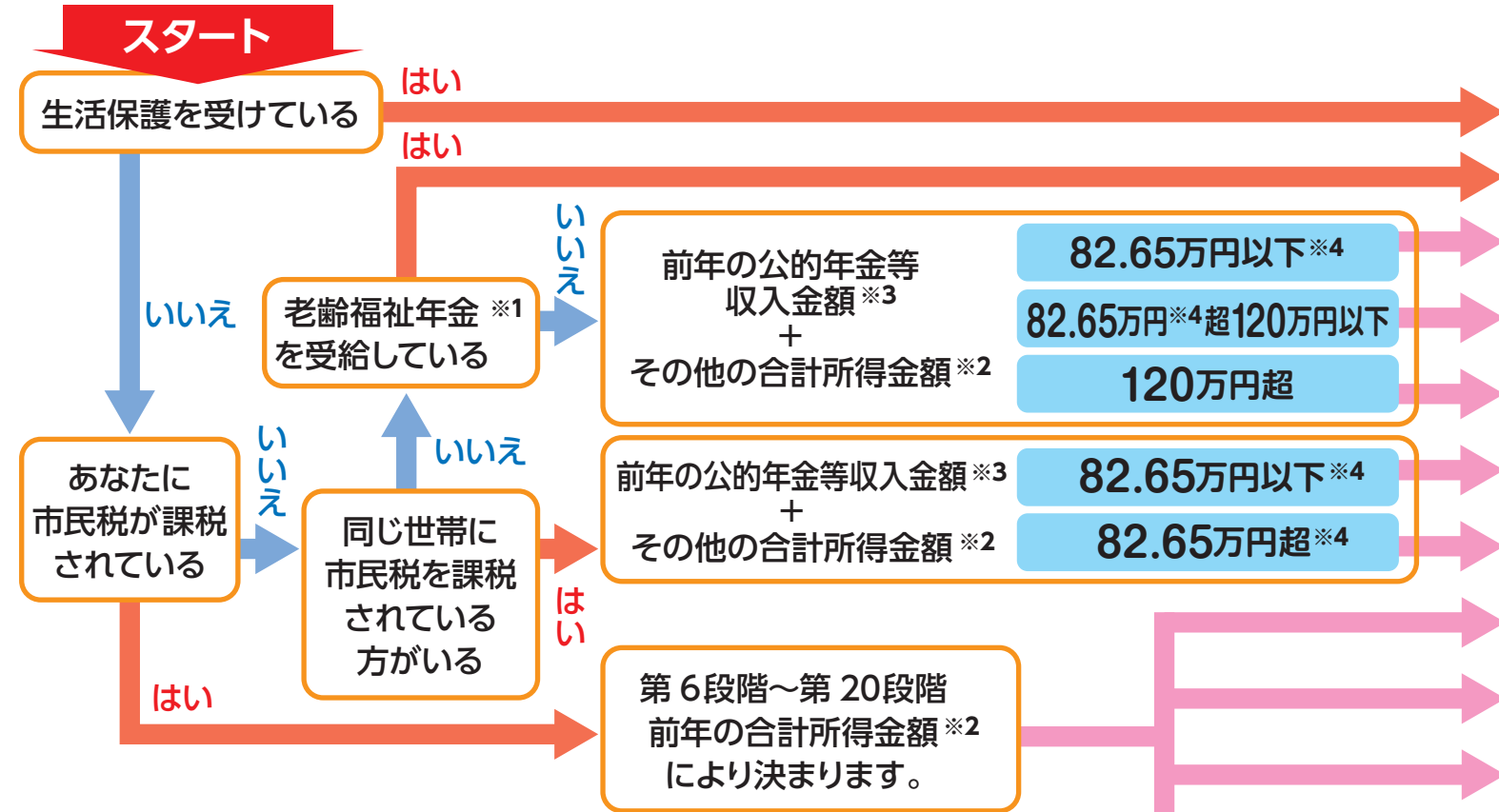
介護保険は、介護や支援が必要な方を社会全体で支え合うしくみです。40歳以上の方が納める介護保険料は、安定して介護保険を運営するための大切な財源となっています。

介護保険料は3年ごとに見直され、令和6年度から第9期の金額となっています。介護や支援が必要となったときに安心して充実したサービスを利用できるよう、保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。



● 介護保険料の決まり方

65歳以上の方の介護保険料は、サービスにかかる費用などから算出された基準額をもとに、前年の1月から12月までの所得に応じて段階的に決まります。サービスにかかる費用は市区町村ごとに違うため、保険料も市区町村ごとに異なります。



- ※1 **老齢福祉年金**
大正5年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。
 - ※2 **合計所得金額**
収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については上記から公的年金等に係る雑所得を控除した金額（その他の合計所得金額）を用い、給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。
 - ※3 **公的年金等収入金額**
国民年金・厚生年金・共済年金など課税対象となる種類の年金収入額のことです。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。
 - ※4 **82.65万円**
「82.65万円」の金額は令和8年度以降の適用となります（介護保険法施行令改正による）。令和7年度は「80.9万円」、令和6年度は「80万円」となります。
- ※令和8年度の介護保険料の算定に限り、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている場合で、給与等の収入金額が55万1,000円以上190万円未満の方は、令和7年度税制改正による給与所得控除の引上げ分を合計所得金額に加算します。その結果、令和8年度は市民税が非課税であっても、介護保険料の算定に限り、市民税課税とみなした所得段階となる場合があります。詳しくはHPをご確認ください。→

基準額
(年額)

$$\text{基準額 (年額)} = \frac{\text{市区町村で介護保険給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の方の負担分 (23\%)}}{\text{市区町村の65歳以上の人数}}$$



所得段階	対象者	保険料率	保険料額 (年額) 令和6～8年度
第1段階	①生活保護を受給している方 ②本人を含め世帯全員が市民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方 ③本人を含め世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が82.65万円以下の方	基準額 ×0.285	21,478円
第2段階	本人が市民税非課税 同じ世帯に いる方全員 が市民税非 課税	公的年金等収入金額とその他の 合計所得金額の合計が120万円以下の方	基準額 ×0.450 33,912円
第3段階		上記以外の方	基準額 ×0.675 50,868円
第4段階		公的年金等収入金額とその他の 合計所得金額の合計が82.65万円以下の方	基準額 ×0.875 65,940円
第5段階	同じ世帯に 市民税課税 者がいる方	上記以外の方	基準額 75,360円
第6段階	本人が市民税課税 本人の合計 所得金額が	60万円未満の方	基準額 ×1.075 81,012円
第7段階		60万円以上100万円未満の方	基準額 ×1.100 82,896円
第8段階		100万円以上120万円未満の方	基準額 ×1.125 84,780円
第9段階		120万円以上160万円未満の方	基準額 ×1.175 88,548円
第10段階		160万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.300 97,968円
第11段階		210万円以上260万円未満の方	基準額 ×1.570 118,315円
第12段階		260万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.600 120,576円
第13段階		320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.850 139,416円
第14段階		420万円以上520万円未満の方	基準額 ×2.100 158,256円
第15段階		520万円以上620万円未満の方	基準額 ×2.300 173,328円
第16段階		620万円以上720万円未満の方	基準額 ×2.500 188,400円
第17段階		720万円以上1,000万円未満の方	基準額 ×2.700 203,472円
第18段階		1,000万円以上1,500万円未満の方	基準額 ×2.900 218,544円
第19段階		1,500万円以上2,500万円未満の方	基準額 ×3.200 241,152円
第20段階		2,500万円以上の方	基準額 ×3.500 263,760円

●保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

● 介護保険料額の決定・変更

保険料額は、毎年6月の本算定により決定しています。

介護保険料の決定理由	どのような場合に起こるか
年度当初賦課による介護保険料額決定のため	今年度の保険料が決定した場合

年度途中で65歳を迎えられた方や吹田市に転入された方は、その翌月末までに年度中の介護保険料を決定しています。

介護保険料の決定理由	どのような場合に起こるか
年齢到達により資格取得のため	65歳を迎えられた場合
転入により資格取得のため	吹田市へ転入された場合

決定された保険料額は、さまざまな理由により変更になる場合があります。

決定通知書の変更理由	どのような場合に起こるか
死亡により資格喪失のため	本人が死亡した場合
資格変更(資格得喪日変更)のため	転出後、住所地特例者であると判明した場合 など
所得段階変更のため	本人及び世帯員の収入申告のやり直しなどで、本人または世帯の課税状況に変更が発生した場合 など
天引き不能により徴収方法変更のため	年金天引きが何らかの理由でできなかった場合 など
その他の事由で資格取得	帰化した場合 など
その他の事由で資格喪失	適用除外施設に入所した場合 など
その他の事由で所得段階・徴収方法変更のため	その他の場合

● 納付方法の変更

決定した保険料額に変更があった場合、納付方法も変更になる場合があります。

いままでの納付方法	保険料の増減	今回からの納付方法
特別徴収	増額	特別徴収と同時に普通徴収(納付書または口座振替)にて納めていただきます。
	減額	いったん特別徴収が中止され、普通徴収となります。特別徴収が中止されると、翌年度も一定期間普通徴収となります。
普通徴収	増額/減額	新しい納付書を送付いたしますので、発行日が古い納付書と差し替えてご納付ください。口座振替の場合は、変更後の保険料額を引き落とします。
新規 (転入・65歳到達など)	—	普通徴収になります。原則、年金18万円以上であれば、一定期間経過後、特別徴収になります。

※詳しくは、決定・変更通知書の内容をご確認ください。